●週刊T&Amaster
☎0120-6021-86

商品概要 https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html 見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html 立ち読みコーナー http://www.lotus21.co.jp/ta

登場ページ

# 今週の専門用語





#### □ フューチャー・デザイン 2040

経団連が2024年11月に公表した政策提言。現役世代の社会保険料負担の増加を抑え、個人消費を伸ばすために、税・社会保障の改革を急ぐ必要性を訴えている。経済力に応じた「応能負担」を徹底し、所得や資産に対する富裕層への課税を強化すること、脱炭素の進展と国際競争力の強化を両立するために原子力を最大限活用することのほか、「科学技術立国」を支えるための大学の研究力の強化や、人口減少下でも地域経済が成長するための都道府県の枠を超えた広域連携などを提言している。



### Ⅲ 第XX条

国際租税協力専門家委員会から、国連モデル租税条約に追加する条項として提案されたもの。既存の第5条3項(b)、第12条A、第14条を統合し、国境を越えた事業サービスに対するフィーの拡大に対処する新たな規定となる。第XX条では、サービスがどこで提供されるか、またサービス自体には関係なく、あらゆるサービスに対するフィーについて課税することが提案されている。そのため、これらは第1議定書において検討される見込みとなっている。



## ■ 固定資産評価実施要領

固定資産評価基準に定める固定資産の評価方法の具体的な細部の取扱いを定めたもの。地方自治体における評価の均衡や統一を図るものであり、地方自治体の職員を拘束する内部通達である。例えば、大阪市の場合、複合構造家屋の経年減点補正率の適用は、原則として、主たる構造により一棟単位で行うこととし、主たる構造の判断は、最も大きな床面積を占める構造によるものとされる。なお、平成18年改正前は、床面積以外にも、「その他適当と認められる基準」によることも認められていた。



◆会社法上、役員報酬は株主総会で承認を受けた報酬予算の範囲内で取締役会等が決定するという事前承認型の規制体系が採用されている。逆に言うと、実際の支給額が業績等との関係で適正だったのかについて株主が物申す機会はほとんどない。◆しかし、近年は日本企業でも

業績連動報酬や株式報酬の導入により報酬の可変部分が拡大しており、事前承認型の規制体系だけで報酬額の健全性を担保することは難しい。欧米では経営者報酬に対して株主が事後的に意見を述べることができる「Say on Pay」という仕組みが整備されているが、日本でも同様の仕組みを検討する時期に来ていると言えそうだ。(Q)

#### 週刊T&Amaster 第1064号

2025年2月24日発行 (毎週月曜発行)

【編 集 人】南舘茂雄

【発 行 人】村田幸雄

【発 行 所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販 売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 0120-089-339 (通話料無料)

記事内容 ta@lotus21.co.jp にお願いします。